

船橋市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱(平成 20 年 10 月 24 日制定。以下「要綱」という。)第 10 条第 7 項の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第 3 条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員およびオブザーバーは、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

3 議長は、議決の際には、委員の挙手を求めることとし、その結果を宣言するものとする。

(会議の開催等)

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言するものとする。

2 委員およびオブザーバーは、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議録の調製)

第 5 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

開催の日時及び場所

出席者の氏名

議題及び議事の要旨

前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録の公開)

第 6 条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第 2 条第 1 項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第 7 条 何人も、第 2 条第 1 項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第 8 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはな

らない。

- 2 何人も、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。
- 3 前2項の規定に反するときは、議長はこれを制止し、この命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。